

○ 道路

※指定する区域については、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
1	高速自動車国道第一東海自動車道(東名高速道路)	(全区間)	(1) 神奈川県境から小山町馬伏川橋までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間及び袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する掛川市の市街地域を除く。) (2) 小山町馬伏川橋から御殿場市深沢と御殿場市東山との境界までの区間及び裾野市桃園と裾野市富沢との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間の道路から500メートル(富士山側にあつては、1,000メートル)の等距離線の範囲内の地域	/	(1) 神奈川県境から小山町馬伏川橋までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間及び袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)の区域を除く。) (2) 小山町馬伏川橋から御殿場市深沢と御殿場市東山との境界までの区間及び裾野市桃園と裾野市富沢との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間の道路から1,000メートル(富士山側にあつては、1,500メートル)の等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
2	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(新東名高速道路)	(1) 神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間及び桃園トンネルから長泉町と沼津市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。) (2) 静岡市と藤枝市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	(1) 左記に指定する区間の道路から500メートル(富士山側にあつては、1,000メートル)の等距離線の範囲内の地域 (2) 左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(1) 神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間及び桃園トンネルから長泉町と沼津市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。) (2) 静岡市と藤枝市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	(1) 左記に指定する区間の道路から1,000メートル(富士山側にあつては、1,500メートル)の等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。) (2) 左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
3	一般国道 1号	(1) 神奈川県境から三島市道三ツ谷新田21号線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域(三島市の区域を除く。)	県道三島停車場線との交差点から沼津市大岡と沼津市岡一色との境界までの区間、静岡市と藤枝市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市と	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
		(2) 静岡市と藤枝市との境界から藤枝市岡部町内谷の県道藤枝静岡線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	の境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び湖西市の国道1号浜名バイパスとの交差点から愛知県境までの区間のうち、トンネル区間を除く区間		
		(3) 島田市野田インターチェンジから同市佐夜鹿の県道島田岡部線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(4) 島田市佐夜鹿の県道島田岡部線との接続点から県道菊川停車場伊達方線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(5) 袋井市と磐田市との境界から国道1号磐田バイパス三ヶ野インターチェンジまでの区間	左記の指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(6) 湖西市の国道1号浜名バイパスとの交差点から愛知県境までの区間	〃			
4	東駿河湾環状道路	沼津市と長泉町との境界から三島萩インターチェンジまでの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	/	/	一般国道1号
		大場・函南インターチェンジから函南塚本インターチェンジまでの区間	〃			
5	一般国道1号藤枝バイパス	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
6	一般国道1号新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジランプ	全区間	左記に指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
7	一般国道 1号 掛川バイパス	〃	〃	〃	〃	
8	一般国道 1号 磐田バイパス	〃	〃	〃	〃	
9	一般国道 1号 浜名バイパス	浜松市と湖西市との境界から同市の一般国道1号との交差点までの区間	〃	浜松市と湖西市との境界から同市の一般国道1号との交差点までの区間	〃	
10	一般国道 135号	下田市の一般国道136号との接続点から熱海市と伊東市との境界までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
11	一般国道 136号	(1) 下田市の一般国道135号との接続点から伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）	伊豆の国市と函南町との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
		(2) 伊豆の国市と函南町との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する函南町の市街地域を除く。）			
12	一般国道 136号 バイパス	越路トンネルから大仁南インターチェンジまでの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
13	一般国道 136号 バイパス 伊豆中央道	一般国道136号との交差点から江間トンネルまでの区間（トンネルの区間を除く。）	〃			
14	一般国道 138号	山梨県境から御殿場市道0102号線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
15	一般国道 138号 東富士五湖道路	小山町道38号(町道富士学校線)との交差点から籠坂トンネルまでの区間(トンネルの区間を除く。)	〃			
16	一般国道 150号	御前崎港臨港道路1号線との交差点から県道相良浜岡線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
				焼津市の県道静岡焼津線との交差点から焼津市道0220号線との交差点までの区間	〃	
17	一般国道 150号 バイパス 南遠道路			大沢インターチェンジから一般国道150号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
18	一般国道 150号 バイパス			浜松市と磐田市との境界から磐田市道下岡田鮫島線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(浜松市の区域及び用途地域の区域を除く。)	
19	一般国道 152号			浜松市道浜北開田西線との交差点から浜松市と磐田市との最初の市境までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
20	一般国道 246号	桃園トンネルから県道沼津インター線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域	小山町内の全区間(トンネルの区間を除く。)	〃	
21	一般国道 301号	(1) 浜松市北区と湖西市との境界から県道新居浜名線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する湖西市の市街地を除く。)	県道新居浜名線との交差点から浜松市西区と湖西市との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
		(2) 湖西市の古見交差点から古見橋南までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
22	一般国道 362号			川根本町下長尾字東の県道春野下泉停車場線との接続点から川根本町東藤川の県道川根寸又峡線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
23	一般国道 414号	伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点から下田市の国道136号との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			
24	伊豆縦貫自動車道 天城北道路	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
25	一般国道 473号			島田市的一般国道1号との交差点から牧之原市的一般国道150号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
26	一般国道 473号 バイパス			(1) 東名高速道路相良牧之原インターチェンジ前交差点から大沢インターチェンジを經由して一般国道473号大沢IC東交差点までの区間のうちトンネルの区間を除く区間	〃	
				(2) 島田市的一般国道473号との交差点から倉沢インターチェンジを經由して沢水加インターチェンジまでの区間	〃	
27	県道 須崎柿崎線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
28	県道 下田松崎線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
29	県道 下田南伊豆線	〃	〃			
30	県道 下田石廊松崎線	南伊豆町日野の一般国道136号との交差点から南伊豆町差田の一般国道136号との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	〃			
31	県道 下佐ヶ野谷津線	一般国道414号との交差点から一般国道135号との交差点までの区間	〃			
32	県道 伊東西伊豆線	伊東市の県道伊東修善寺線との交差点から伊豆市冷川の県道伊東修善寺線との交差点まで及び伊豆市八幡の県道伊東修善寺線との交差点から西伊豆町の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
33	県道 南伊豆松崎線	全 区 間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
34	県道 仁科峠宇久須線	〃	〃			
35	県道 熱海函南線	県道函南停車場反射炉線との交差点から熱海峠の一般自動車道伊豆スカイラインとの交差点まで及び鷹ノ巣山トンネルまでの区間のうち、トンネルの区間を除く区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
36	一般自動車道 伊豆スカイライン	全区間（熱海市の区間及び函南町と伊豆の国市との境界から山伏峠インターチェンジまでの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
37	県道修善寺天城湯ヶ島線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			
38	県道熱海大仁線	県道伊東大仁線との交差点から県道大仁停車場線との交差点までの区間	〃			
39	県道伊東大仁線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
40	県道伊東修善寺線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市及び伊豆市の市街地域を除く。）			
41	県道池東松原線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
42	県道遠笠山富戸線	全区間	〃			
43	県道中大見八幡野線	一般国道135号との交差点から伊東市道池・十足線との交差点までの区間	〃			
44	県道西天城高原線	(1) 県道伊東西伊豆線との交差点から伊豆市道土肥船原峠線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(2) 伊豆市道土肥船原峠線との交差点から一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
45	県道 伊東川奈八幡野線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
46	県道 熱海箱根峠線	県道熱海函南線との交差点から一般国道1号までの区間	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			
47	県道 沼津小山線			県道大岡元長窪線との交差点から裾野市伊豆島田の県道三島裾野線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
48	県道 山中湖小山線	県 内 の 全 区 間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
49	県道 須走小山線	全 区 間	〃			
50	県道 足柄停車場富士公園線	〃	〃			
51	小山町道上野大御神線	〃	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
52	小山町道用沢大御神線	県道須走小山線との交差点から小山町道上野大御神線との接続点までの区間	〃			
53	県道 沼津土肥線	沼津市道危険物集積場入口線との交差点から国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
54	県道 船原西浦高原線	伊豆市道土肥船原峠線との交差点から戸田峠付近の県道修善寺戸田線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			
55	伊豆市道 温泉場大芝山線	全 区 間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
56	県道 修善寺戸田線	(1) 伊豆ニッポーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点から戸田峠までの区間	左記に指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(2) 一般国道136号との交差点から伊豆ニッポーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
57	伊豆市道 土肥船原峠線	全 区 間	〃			
58	県道 韮山伊豆長岡修善寺線	(1) 伊豆の国市石堂橋から県道静浦港韮山停車場線との交差点までの区間	〃			
		(2) 伊豆の国市小坂の一般国道414号との交差点から伊豆市瓜生野の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			
59	県道 原木沼津線	伊豆の国市原木の国道136号との交差点から沼津市道4514号線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	沼津市大平と清水町徳倉との境界から沼津市上香貫と沼津市中瀬町との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
60	県道 三島静浦港線			一般国道1号との交差点から狩野川新城橋までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域及び三島市の区域を除く。）	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
61	県道 静岡焼津線	静岡市と焼津市との境界から焼津市の当目大橋東詰めまでの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	焼津市の当目大橋東詰めから一般国道150号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
62	焼津市道 当目花沢線	焼津市道野秋東名添東一号線との交差点から焼津市道高崎花沢線との接続点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域			
63	焼津市道 小川島田幹線			県道静岡焼津線との交差点から県道大富藤枝線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
64	県道 焼津森線			焼津市の東名高速道路との交差点から藤枝市仮宿の一般国道1号藤枝バイパスとの立体交差点までの区間	〃	
65	県道 焼津榛原線			焼津市道1608号線との接続点から牧之原市細江の一般国道150号との交差点までの区間	〃	
66	県道 高洲和田線			焼津市道中新田稲荷大住線との交差点から焼津市中新田の県道大富藤枝線との交差点までの区間	〃	
67	県道 静岡朝比奈藤枝線			新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ前交差点から一般国道1号藤枝バイパス藪田東インターチェンジまでの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
68	県道 島田岡部線			県道伊久美元島田線との交差点から藤枝市岡部町内谷の県道焼津森線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
69	県道 伊久美元島田線			島田市の一般国道1号との交差点から県道島田岡部線との交差点までの区間	〃	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
70	藤枝市道 城南下当間線			県道焼津森線との交差点から県道伊久美藤枝線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から700メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
71	藤枝市道 小川島田幹線			県道善左衛門藤枝停車場線との交差点から島田市境まで	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
72	島田市道 東町御請線			全 区 間	〃	
73	焼津市道 志太中央幹線			〃	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
74	藤枝市道3地区 362号線			県道藤枝大井川線との接続点から藤枝市と焼津市との境界までの区間	〃	
75	県道 島田川根線			一般国道1号との交差点から県道藤枝天竜線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
76	県道 藤枝天竜線			県道川根寸又峡線との接続点から県道島田川根線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
77	県道 川根寸又峡線			県道藤枝天竜線との接続点から県道春野下泉停車場線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	〃	
78	県道 春野下泉停車場線			川根本町下長尾字東の一般国道362号との接続点から県道川根寸又峡線との接続点までの区間	〃	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
79	県道 島田吉田線			大井川島田大橋から一般国道150号との交差点までの区間、大井川谷口橋から島田市船木の接続点までの区間及び島田市井口の分岐点から焼津市道0105号線との交差点までの区間	〃	
80	吉田町道 東名川尻幹線			一般国道150号との交差点から吉田町川尻字西之宮の県道焼津榛原線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
81	吉田町道 富士見幹線			県道島田吉田線との交差点から吉田町道大幡川幹線との交差点までの区間	〃	
82	県道 静岡空港線	全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
83	県道 細江金谷線バイパス	島田市の一般国道473号との交差点から牧之原市の赤坂池高架橋を經由して県道細江金谷線との接続点までの区間	〃			
84	県道 細江金谷線			東名高速道路との立体交差点から東海道新幹線高架橋までの区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
85	県道 住吉金谷線			吉田町神戸の県道島田吉田線との交差点から吉田町片岡の県道焼津榛原線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	〃	
86	県道 浜岡菊川線			御前崎市道114号線との交差点から東名高速道路との立体交差点までの区間	〃	
87	県道 菊川榛原線			牧之原市東萩間の一般国道473号との交差点から牧之原市戸塚橋までの区間	〃	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
88	県道 掛川浜岡線			(1)新加茂橋右岸から菊川市道加茂横地線との交差点までの区間	〃	
				(2)菊川市道北6号線との交差点から菊川市道嶺田川上線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
89	菊川市道 奈良野下平川線			菊川市道加茂横地線との交差点から菊川市道北6号線との交差点までの区間	〃	
90	菊川市道 赤土高橋線			菊川市道嶺田川上線との交差点から菊川市道南71号線との交差点までの区間	〃	
91	牧之原市道 菅ヶ谷本線			全 区 間	〃	
92	御前崎港臨港道路 1号線	全 区 間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
93	御前崎港港内道路 1号線	〃	〃			
94	御前崎港臨港道路 2号線	御前崎港港内道路1号線との接続点から御前崎市道元根御前崎港線との分岐点までの区間	〃			
95	御前崎市道 元根御前崎港線	全 区 間	〃			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
96	県道 佐倉御前崎港線	一般国道150号との交差点から御前崎港臨港道路2号線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
97	県道 日坂沢田線			全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
98	県道 掛川天竜線			掛川市内の全区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
99	県道 磐田掛川線			県道掛川大東線との交差点から掛川市と袋井市との境界までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
100	県道 袋井大須賀線			掛川市と袋井市との境界から一般国道150号との交差点までの区間	〃	
101	県道 磐田袋井線			小立野インターチェンジから一般国道1号磐田バイパス三ヶ野インターチェンジまでの区間	〃	
102	県道 浜北袋井線			浜松市と磐田市との境界との交差点から県道上野部豊田竜洋線との交差点までの区間	〃	
103	県道 瀬戸佐久米線	一般国道301号との交差点から浜松市と湖西市との境界までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			浜名湖 レーク サイド ウェイ
104	県道 豊橋大知波線	県内の全区間（トンネルの区間を除く。）	〃			

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
105	湖西市道 三ツ谷谷上線	全 区 間	〃			
106	湖西市道 古見新居線	一般国道301号の古見交差点から湖 西市道三ツ谷谷上線との交差点ま での区間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域			
107	県道新居浜名線			全 区 間	左記に指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	

○ 鉄道

※指定する区域については、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。

整理 番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
201	東海道新幹線	(全区間)	<p>(1) 熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間及び三島市と長泉町との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間のうちトンネルの区間を除く区間の鉄道から500メートル(北側にあつては、1,000メートル)の等距離線の範囲内の地域(別に図示する長泉町の市街地域を除く。)</p> <p>(2) 静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する焼津市、藤枝市、掛川市及び磐田市の市街地域を除く。)</p>	/	<p>(1) 熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間及び三島市と長泉町との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間のうちトンネルの区間を除く区間の鉄道から1,000メートル(北側にあつては、1,500メートル)の等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)</p> <p>(2) 静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の鉄道から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)</p>	
202	東海道本線	熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間、県道三島裾野線との交差点から長泉町と沼津市との境界までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間	左記に指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する長泉町、焼津市、藤枝市、島田市、掛川市、磐田市及び湖西市の市街地域を除く。)	熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間、県道三島裾野線との交差点から長泉町と沼津市との境界までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	

整理 番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
203	伊東線	熱海市と伊東市との境界から伊東駅までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
204	御殿場線	御殿場市と小山町との境界から駿河小山駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
205	天竜浜名湖鉄道線	浜松市と湖西市との境界から知波田駅までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
206	伊豆急行鉄道線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
207	伊豆箱根鉄道 駿豆線	(1) 県道清水函南停車場線との交差点から原木駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する函南町の市街地域を除く。）	県道清水函南停車場線との交差点から原木駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
		(2) 県道伊東大仁線との交差点から修善寺駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			
208	大井川鉄道 大井川本線			全区間（トンネルの区間を除く。）	〃	
209	大井川鉄道 井川線			川根本町の区域の全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（静岡市の区域及び用途地域の区域を除く。）	